

健 感 発 0206 第 2 号
令 和 2 年 2 月 6 日

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症の診査に関する協議会の運営について

新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）については、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和 2 年政令第 11 号）、検疫法施行令の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 12 号）、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第 3 条の規定により感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の規定を準用する場合の読替えに関する省令（令和 2 年厚生労働省令第 9 号）及び検疫法施行規則の一部を改正する省令（令和 2 年厚生労働省令第 10 号）が公布されたところである。

これを踏まえ、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「法」という。）における新型コロナウイルス感染症の診査に関する協議会（以下「協議会」という。）の運営については、下記により取り扱うべきこととしたので、その適切な運用を図られたい。

記

協議会の開催方式について

法第 20 条第 1 項の規定による勧告に係る協議会への意見聴取については、人権の尊重の観点から、同条第 5 項の規定に基づき例外なく実施する必要があるが、新型コロナ

ウイルス感染症患者発生数に照らして、新型コロナウイルス感染症患者に係る入院の妥当性の診査のため協議会を開催することが事実上困難となる都市部においては、次の要件を満たした場合に、公益性、緊急性に鑑み、協議会への意見聴取の手続きを例外的に簡素化して差し支えないこと。

- ① 客観的な検査結果により、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止する必要があると認められること。
- ② 法第 20 条第 1 項の規定による勧告に係る入院について、診査の対象となる新型コロナウイルス感染症患者の同意が得られていること。
- ③ 法第 24 条第 6 項の条例の規定に基づき、意見聴取の手続きを簡素化することについて、あらかじめ協議会（新型コロナウイルス感染症患者の入院の診査を担当する部会を設けている場合には、当該部会。以下同じ。）の委員間において申し合わせがなされていること。
- ④ 勧告を行わなければまん延が生ずる具体的危険があること。

この場合において、法第 20 条第 1 項の規定による勧告に係る入院についての協議会への意見聴取は、次のような方法をもって行うこととして差し支えないこと。

ア テレビ電話会議等による一堂に会さない遠隔地での合議・議決を行う方法

イ 持ち回り決裁等により、各委員の判断を経て議決を行う方法

ウ 法第 20 条第 1 項の規定による勧告に係る入院について協議会の委員長（委員長が医師でない場合にあっては、医師 1 人）による了承を得た上で、その後最初
に開催する協議会において改めて診査を行う方法

なお、こうした簡素化の取り扱いは、患者発生数に着目して例外的に認められるものであって、新型コロナウイルス感染症患者の入院に関し協議会を開催することが事実上困難となるような事情が認められない地域においては、通常の協議会への意見聴取が必要であること。